

# 「おおいたの食と農林水産業振興条例(仮称)案」の概要

## 1 条例の目的

食と農林水産業及び農山漁村の振興についての基本理念とその施策の基本事項を示し、これらの施策を県民総参加のもと総合的かつ計画的に推進することにより、県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的として条例を定める

## 2 条例の基本理念

- ①安全で安心できる農林水産物の安定的な生産・供給並びに食の重要性の県民への理解促進
- ②収益性の高い、安定的な農林水産業経営の確立及び農林水産業の持続的な発展
- ③地域の特性を生かした農山漁村の振興

## 3 県民の役割

- ①健全で豊かな食生活を心がけ、地産地消に積極的に努める
- ②農林水産業・農山漁村の重要性への理解を深め、その振興に協力する
- ③農林水産業への体験その他の主体的な参画及び協働により農山漁村の保全活動に努める

## 4 農林水産業者等の努力等

- ①安全で良質な農林水産物の供給及び活力ある農山漁村づくりに主体的に取り組む
- ②県内産の農林水産物の利用の促進に努める

## 5 県の責務

- ①国、市町村、農林水産業者及び関係団体並びに県民と連携し総合的に施策を推進する
- ②国に対して、食と農林水産業及び農山漁村の振興についての提言を行う

## 6 市町村への要請及び支援

- ①施策の実施並びに県への協力の要請
- ②県による情報の提供、助言その他必要な支援

## 7 県が実施する基本的な施策

- 農林水産物の安全性の確保
- 地産地消、都市と農山漁村との交流活動の推進・食育の推進
- 農林水産業の競争力の強化、販路拡大・効率的かつ安定的な経営の確立
- 担い手の育成確保・生産基盤の整備・環境と調和のとれた農林水産業の推進
- 農林水産物の品質、付加価値の向上・新品種及び新技術の開発並びに普及
- 農林水産業者等の相互連携・農林水産業と商工観光業等との連携による産品づくり等への支援
- 農山漁村の振興・農林水産業及び農山漁村に関する広報活動その他県民の理解促進

## 8 食と農林水産業振興計画の策定に関する事項

知事は、食と農林水産業及び農山漁村の振興に関する基本的な計画を定めなければならない

## 9 推進体制の整備

県は、施策を県民とともに推進するため効率的な体制整備に努める

## 10 財政上の措置

県は、施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める